

札幌市立信濃小学校
校長 齊藤 拓也**お子様が所持する携帯電話(スマートフォン)の取り扱いについて**

早春の候、保護者の皆様には日頃より本校教育活動に、ご理解とご協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、昨年同様お子様の携帯電話(スマートフォン)の持ち込みにつきまして、確認とお願いをいたします。携帯電話は、基本的には学校における教育活動に必要なものではないものですので、学校への児童の持ち込みについては「**原則禁止**」となっています。これは文科省の通知に基づくものです。中学校においてはさらに厳格な扱いもあると聞いています。しかし、見守り携帯などで保護者がやむを得ない事情があると判断された場合は、持たせることも学校として届出させていただいております。

ところが、**登下校中に携帯電話の写真機能を使用しながら歩く(撮る・見せる)、ネットに投稿する、校内で携帯電話を使って保護者と連絡を取る**、などの例が見られるようになってきました。

近年「ネットトラブル」の事件が小学生においても増えているのが現状です。全国の例でも次のようなことが実際に起きています。

- 無料通話アプリなどでの悪口や仲間外れ等のネットいじめ
- 出会い系サイトなどを使った成人からのアプローチ
- SNSなどへの投稿による個人情報漏えい(写真、名前、住所)

これらは遊びやいたずらでは済まず、個人情報流出問題や犯罪行為に巻き込まれる恐れのあることです。そこで、信濃小学校では慎重に扱う意味で、次のような対応をお願いいたしますのでご承知ください。

- * 携帯電話やスマートフォンは、**教育活動には必要がないので、持ち込みは原則禁止。**
- * **ただし、見守り携帯などで保護者がやむを得ないと事情があると判断された場合は、下記の申請書にて学校に所持させることを通知する。**
- * 持ち込む際の約束
 - ・登下校中や学校の中では、使わない・出さない・鳴らさない・持っていることを友達に吹聴しない。
 - ・破損や汚損、故障などの責任は保護者が負う。
- * 申請書の提出にあたっては、この約束に同意することが前提となる。

さらに、お子さんを悪質な情報や誘いから守る上でも、札幌市役所のホームページに掲載されております「**インターネットトラブル対策ハンドブック**」等をご活用いただき、ご家庭での約束や利用制限等についてご確認ください。

下記の「**通知書**」は所持させるお子様ごとに作成し、5月18日(金)までに
担任までご提出ください。

-----きりとり-----

通知書

児童に携帯電話(スマートフォン)を所持させますので通知します。

なお、学校により提示された約束は必ず守らせることに同意いたします。

()年()組 児童名 _____ 保護者名 _____ 印

※約束を守れない場合は、持ち込みをお断りすることがあります。